

さめ類の漁業と資源調査（総説）

世界のさめ類の漁獲状況

世界のさめ・えい類の漁獲量は、FAO 漁獲統計資料によるところ 1950 年代前半の 20 万トン台から 2000 年のおよそ 90 万トンまで増加し続け、その後減少に転じたものの 2005 年以降は 75 万トン前後で横ばいである。2014 年の漁獲量は約 77 万トンであった（図 1）。

近年、海域によっては、まぐろ類地域漁業管理機関（RFMO）における合意を受け保持が禁止されている種がある（ヨゴレ：2011 年（ICCAT）、2012 年（IATTC）、2013 年（WCPFC）、2013 年（IOTC）、クロトガリザメ：2012 年（ICCAT）、2014 年（WCPFC）、2016 年（IATTC；まき網混獲物のみ）、ハチワレ：2010 年（ICCAT）、オナガザメ類（ニタリ・ハチワレ・マオナガ）：2010 年（IOTC）、シムモクザメ類：2011 年（ICCAT））。また、一部のさめ類（ジンベエザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ヨゴレ、ニシネズミザメ、シムモクザメ類、クロトガリザメ、オナガザメ類）はワシントン条約（CITES）附属書に掲載され、国際取引が規制されている（クロトガリザメ、オナガザメ類は 2017 年 10 月 4 日発効予定）。なお我が国は、さめ類を含む商業漁業対象種の資源については、持続的利用の観点から漁業管理主体である RFMO 又は沿岸国が適切に管理していくべきとの立場であり、これらのさめ類については、この理由等から留保を付している。

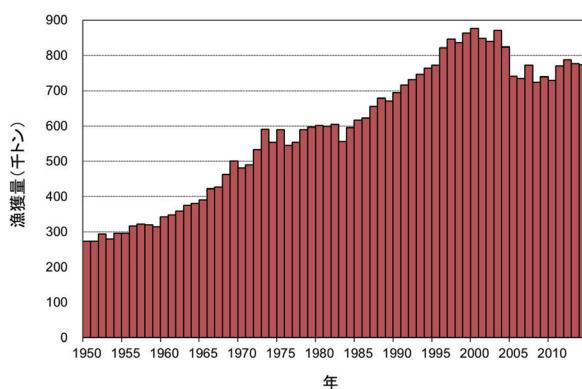


図 1. 世界のさめ・えい類漁獲量（1947～2014 年）

日本におけるさめ類の漁獲状況

日本のさめ・えい類の漁獲量は 1940 年代から年々減少し、近年は 2 万～4 万トンで推移している。これは、主に底びき網で漁獲される底生性さめ・えい類の漁獲量の減少が原因である。はえ縄による外洋性さめ類の漁獲量は、1980 年代の 2 万トン台から 1990 年代の 1.5 万～2 万トン台へと減少したが、2000 年代に入って 2 万トン台に回復し、2005 年以降は 3 万トン前後で推移している（図 2）。さめ類の漁獲量のうち、はえ縄による漁獲が占める割合は 1995 年以降

80 ～ 90% である。

日本の主要港における外洋性さめ類の種別水揚量を表 1 及び図 3 に示す。水揚量は 2011 年には震災の影響で特に少なかったものの、2012 年以降は 2010 年の水準に回復した。日本における水揚量が多いのは、外洋性のヨシキリザメ、ネズミザメ、アオザメ及び沿岸性のアブラツノザメである。

ヨシキリザメは、まぐろはえ縄によって数多く漁獲されており、その水揚量は 2000 ～ 2015 年において 5,100 ～ 16,000 トンで、外洋性さめ類の水揚量全体に占める割合は 60 ～ 75% であった。漁獲努力量の減少等により、2010 年まで水揚量の減少傾向が見られたが、それ以後はほぼ横ばいである（2011 年を除く；表 1、図 3）。アオザメは肉質が良いので商品価値が高く、はえ縄船は漁獲物として船内保持する場合が多い。アオザメの水揚量は、2000 ～ 2015 年において 550 ～ 1,100 トンで、外洋性さめ類の水揚量全体に占める割合は 5 ～ 7% であった（表 1、図 3）。ネズミザメはその多くが宮城県気仙沼を中心とした東北地方に水揚げされている。肉質が良いため商品価値が高く、肉、鰓や皮が食用や工芸用に利用されている。2000 ～ 2015 年のネズミザメの水揚量は、はえ縄と流し網の合計で 1,100 ～ 4,400 トンで、外洋性さめ類の水揚量全体に占める割合は 14 ～ 30% であった（表 1、図 3）。

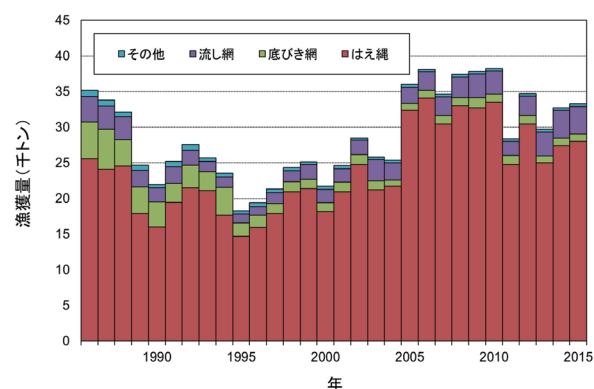


図 2. 日本の漁業種類別さめ類漁獲量（1986～2015 年）

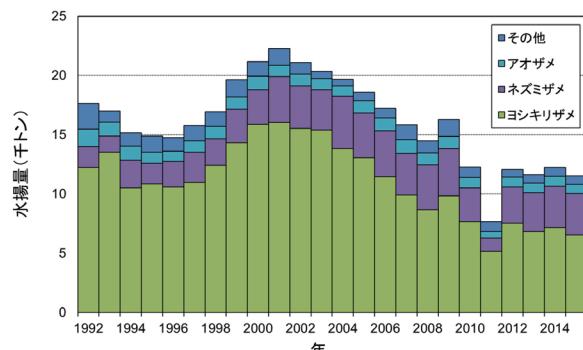


図 3. 外洋性さめ類の種別水揚量（1992～2015 年）

表 1. 水産庁調査委託事業で収集された主要港におけるさめ類種別水揚量（単位：トン）

年	ネズミザメ	アオザメ	バケアオザメ	ヨシキリザメ	クロトガリザメ	メジロザメ類	シュモクザメ類	オナガザメ類	その他さめ類	計	
1992	1,748	1,479		5	12,250	0	191	38	706	1,217	17,634
1993	1,352	1,175		4	13,548	0	180	41	553	129	16,982
1994	2,357	1,197		4	10,500	0	118	23	498	461	15,158
1995	1,738	944		6	10,839	0	174	20	537	644	14,902
1996	2,172	833		6	10,589	0	70	33	514	552	14,769
1997	2,527	944		6	10,998	0	67	21	485	724	15,772
1998	2,222	1,055		12	12,427	0	115	16	455	611	16,913
1999	2,868	1,001		4	14,298	0	109	26	473	861	19,640
2000	2,932	1,135		8	15,870	0	33	34	536	598	21,146
2001	3,880	960		8	16,028	11	26	25	369	972	22,279
2002	3,596	965		5	15,531	0	6	33	298	647	21,081
2003	3,386	973		4	15,388	0	12	17	281	286	20,347
2004	4,404	908		5	13,826	0	5	11	252	269	19,686
2005	3,767	1,058		8	13,060	0	11	20	241	407	18,572
2006	3,881	1,074		9	11,453	10	7	11	232	561	17,237
2007	3,537	1,136		3	9,906	6	7	29	383	839	15,845
2008	3,785	1,044		4	8,647	9	20	17	257	715	14,498
2009	4,028	1,012		3	9,824	12	7	31	185	1,173	16,274
2010	2,857	858		6	7,673	12	12	27	186	656	12,287
2011	1,136	554		4	5,148	1	55	7	163	599	7,668
2012	3,075	849		2	7,520	3	5	13	117	485	12,069
2013	3,309	809		3	6,813	4	14	9	125	546	11,632
2014	3,510	777		3	6,974	1	2	12	137	562	11,978
2015	3,512	764		1	6,547	-	7	20	102	576	11,528

その他の外洋性のさめ類のうち、ミズワニは商業的には利用されていない。ニシネズミザメについては、日本は年間數トンから数十トンを漁獲していたが、CITES 発効後（2014年9月）は保持を自主規制している。ハチワレを含むオナガザメ類の漁獲量は2000～2015年において100～540トン、クロトガリザメは、種別統計が整備されるようになった2001年以降、0～12トンが水揚げされている（水産庁・水産総合研究センター 2000-2015）。

ジンベエザメ、ウバザメ、ホホジロザメの大型さめ類3種に関しては、1960年代にウバザメを対象とした突きん棒が存在したが、現在これらの種を対象とした漁業ではなく、偶發的な混獲による漁獲のみである。

また、沿岸魚種としては北海道、東北地方を中心としてアブラツノザメが底引き網や底はえ縄によって、1990年以降年間2,900～4,600トン漁獲されている。

資源管理

外洋性さめ類を漁獲する日本のはえ縄の漁獲努力量は近年減少傾向にあり、特に太平洋で顕著である（図4）。しかしながら、漁業国全体の努力量の増減を見ると、例えば、中西部太平洋では1980～1990年代後半までは努力量は比較的大きな増加・減少傾向を示したもの、その後は一貫した増加傾向にある（図5）。2004年や2013年には若干の減少傾向が見られるが、特に1990年代後半以降の増加が著しい。このことは、日本が漁獲努力量を減らす一方で、その他の国が漁獲努力量を増やしており、全体として漁獲努力量が増加し、外洋性さめ類にかかる漁獲圧も増加する傾向にあることを示唆している。

現在、全てのまぐろ類RFMOにおいて、漁獲したさめ類の完全利用（頭部、内臓及び皮を除くすべての部位を最初の水揚げ又は転載まで船上に保持すること）が義務付けられている。加えて、資源評価の結果危険な状態にあるとされたさめ類については保持禁止規制が導入されている（表2）。また、WCPFCでは、2014年の第11回年次会合において、①ま

ぐろ・かじき類を対象とするはえ縄漁業は、ワイヤーリーダー（ワイヤー製の枝縄及びはりす）又はシャークライン（浮き玉又は浮縄に接続された枝縄）のいずれかを使用しないこと、②さめ類を対象とするはえ縄漁業は、漁獲を適切な水準に制限するための措置等を含む管理計画を策定すること、が合意されている。この②を受けて、気仙沼漁港を基地とする近海はえ縄漁船について、ヨシキリザメとアオザメの年間水揚げ量の上限（ヨシキリザメ：7,000トン、アオザメ：600トン）の設定を骨子とする計画が2015年に策定された（2016年1月1日発効）。

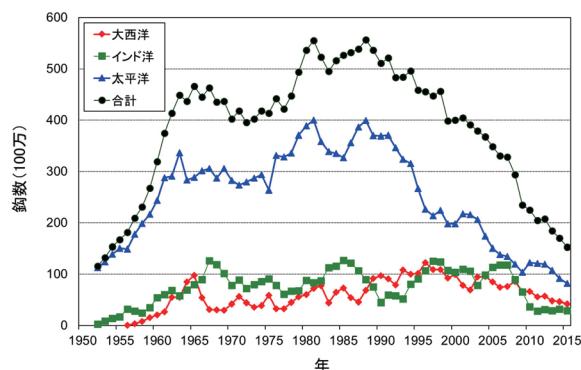


図 4. 日本のはえ縄漁獲努力量の経年変化（1952～2015年）

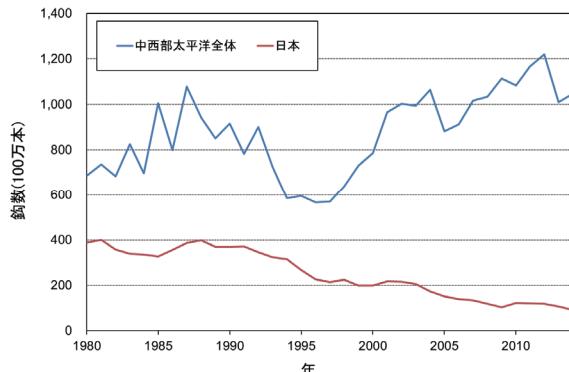


図 5. 中西部太平洋漁業国全体と太平洋における日本のはえ縄努力量（中西部太平洋の努力量は WCPFC Public domain データより引用）

表 2. 各地域漁業管理機関におけるさめ類の規制の一覧

海域	RFMO	管理措置	規制の内容	国内における施行日
大西洋	ICCAT	Recommendation 04-10	漁獲したサメは全量保持(頭・内臓・皮を除く) 鰐と魚体と一緒に陸揚げしない場合は、オブザーバーや認証制度により5%ルールを遵守	
インド洋	IOTC	Resolution 05/05	(鰐の割合は科学委員会や作業部会でレビューする) 利用しない生きたサメの放流を奨励	
中西部太平洋	WCPFC	Conservation Measure 2007-07 (2006-05~)	(鰐の割合は科学委員会や作業部会でレビューする) 利用しない生きたサメの放流を奨励	
東部太平洋	IATTC	Resolution C-05-03	漁獲量データの提出	
大西洋	ICCAT	Recommendation 09-07	ハチワレは、全量について積載・陸揚げ・転載・取引の一切を禁止、針にかかった場合は全て適切に放流*	2010年8月1日
		Recommendation 10-07	ヨゴレは、全量について積載・陸揚げ・転載・取引の一切を禁止、針にかかった場合は全て適切に放流	2011年8月1日
		Recommendation 10-08	シュモクサメ類は、全量について積載・陸揚げ・転載・取引の一切を禁止、針にかかった場合は全て適切に放流	2011年8月1日
		Recommendation 11-08	クロトガリザメは、全量について積載・陸揚げ・転載・取引の一切を禁止、針にかかった場合は全て適切に放流	2012年6月7日
		Recommendation 15-06	ニンネズミザメは、生きて針にかかり、舷側に引き寄せられた場合は全て適切に放流**	2016年6月4日
		Conservation Measure 2011-04	ヨゴレは、全量について積載・陸揚げ・転載・取引の一切を禁止、針にかかった場合は全て適切に放流	2013年1月1日
中西部太平洋	WCPFC	Conservation Measure 2013-08	クロトガリザメは、全量について積載・陸揚げ・転載・取引の一切を禁止、針にかかった場合は全て適切に放流	2014年7月1日
東部太平洋	IATTC	Resolution C11-10	ヨゴレは、全量について積載・陸揚げ・転載・取引の一切を禁止、針にかかった場合は全て適切に放流	2012年1月1日
		Resolution C16-06****	クロトガリザメは、漁獲された魚体の船上保持禁止(まき網)、漁獲量制限(サメを漁獲対象としないはえ縄)、小型個体の漁獲量制限(はえ縄・曳網)	
		Resolution 12/09	オナガザメ類は、全量について積載・陸揚げ・転載・取引の一切を禁止、針にかかった場合は全て適切に放流	2010年8月1日
インド洋	IOTC	Resolution 13/06	ヨゴレは、全量について積載・陸揚げ・転載・取引の一切を禁止、針にかかった場合は全て適切に放流***	2013年9月14日
		Conservation Measure 2014-05	ワイヤーリーダー、又はシャーカーラインの使用禁止 サメ漁業管理計画の作成	2015年5月28日

*メキシコの沿岸小型船は、110尾を上限として漁獲を許可。
**途上国の沿岸漁業は、国内消費に限り、またTaskデータを提出することを条件に漁獲を許可。
***EEZ内で操業する沿岸零細漁業は現地消費に限り漁獲を許可。
**** 2017-2019年の3年間の管理勧告。

また、1999年に採択された「FAO サメ類保存管理のための国際行動計画」に基づき、さめ類の適切な保存及び管理を行うため、日本の漁業によるさめ類資源への影響を客観的、科学的に解析し、国際的に合意された実施規範を勘案した、「サメ類の保護・管理のための日本の国内行動計画」を2001年に策定した。その後改訂を重ねており、最近では平成28年3月に改訂を行った。この計画の下で、国内専門家からなる専門家グループにより、さめ類の資源状態の評価を行うための会合が定期的に開かれている。また、これに必要な情報を充実させるために、各種のデータ収集及び調査を継続的に実施している。

水産庁は漁業者に対し、近年、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業における操業日誌により、15種類(ヨシキリザメ、ネズミザメ、アオザメ、メジロザメ類、ヨゴレ、クロトガリザメ、オナガザメ類、ニタリ、ハチワレ、マオナガ、シュモクザメ類、インドシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、その他のさめ類)のさめ類の漁獲尾数及び漁獲重量並びに放流・投棄尾数を記録・報告させるようとしているとともに、保存管理措置等に基づきまぐろ類 RFMOへの魚種別漁獲量の報告を行っている。しかし、流し網、まき網、定置網など、はえ縄以外によるさめ類の漁獲については十分に把握されているとは言えず、また、農林水産統計においてもさめ類の漁獲は魚種別には分類されていない。今後、RFMOにおけるさめ類の資源管理の動きはさらに強まる予想され、主要漁業国である我が国としても、正確な魚種別のさめ類漁獲統計の収集・編纂を行っていくことが望まれる。

現在・将来の問題点

- ▶さめ類の資源管理について、研究・行政など国内の対応組織を更に整備していく必要がある。
- ▶精度の高い資源評価を行うため、長期にわたる漁獲統計資料を魚種別に整備していく必要がある。
- ▶種数が多く、種判別も難しいため、漁船から漁獲情報を収集する場合、種の誤査定を考慮した収集体制を検討する必要がある。
- ▶外洋性さめ類は高度回遊性資源なので、資源解析には関係漁業国との協力が不可欠である。
- ▶資源評価において、RFMO や CITES 等による規制が漁獲統計に及ぼす影響を検討・評価する必要がある。
- ▶漁獲統計を補完するために、オブザーバープログラムをはじめとする調査データを質・量ともに充実させる必要がある。

執筆者

かつお・まぐろユニット
かじき・さめサブユニット
国際水産資源研究所 かつお・まぐろ資源部
まぐろ漁業資源グループ
仙波 靖子

参考文献

独立行政法人水産総合研究センター（編）. 2002-2015. 平成 13 年度—平成 27 年度 日本周辺高度回遊性魚類資源対策調査委託事業報告書. 独立行政法人水産総合研究センター, 横浜.

遠洋水産研究所（編）. 2002-2005. 平成 13 — 16 年度国際資源調査等推進対策事業 混獲生物グループ報告書. 遠洋水産研究所, 静岡.

FAO Fishery Information, Data and Statistics Unit. 2016. Total production 1950-2008. FISHSTAT Plus - Universal software for fishery statistical time series [online or CD-ROM]. Food and Agriculture Organization of the United Nations. <http://www.fao.org/fi/statist/FISOFT/FISHPLUS.asp> (2017 年 1 月)

農林水産省統計情報部. 1986-2003. 昭和 61 年—平成 13 年 漁業・養殖業生産統計年報. 農林統計協会, 東京..

農林水産省統計部. 2004-2015. 平成 14 年—27 年 漁業・養殖業生産統計年報（併載：漁業生産額）. 農林統計協会, 東京.

水産庁（編）. 1993-1997. 平成 4 年度—平成 8 年度 日本周辺クロマグロ調査委託事業報告書. 水産庁, 東京.

水産庁（編）. 1998-2015. 平成 9 年度—平成 27 年度 日本周辺高度回遊性魚類資源対策調査委託事業報告書（まぐろ類等漁獲実態調査結果）. 水産庁, 東京.